



規則 3-1b. 「チャリティーのための賞金」の適用のための申請書

ゴルフ競技の主催者がその競技が開催される前に(公財)日本ゴルフ協会規則委員会(以下JGA)の承認を得ることを条件に、アマチュアゴルファーが賞金を受け取ることができる順位となった場合、主催者はその賞金をこの規則またはガイドラインで認められるチャリティーに寄付することができます。この規則 3-1b の規定に基づき承認を受けることを希望する主催者は下記の必要事項に記載の上、JGA にこの申請書を提出して下さい。申請をされる場合、別紙、規則 3-1b に関するガイドラインをお読み下さい。なお、主催者は、この規則が適用されることを競技規定に規定し選手に告知するための十分な時間的余裕を持って申請を行うことが勧められます。

1. 競技名 _____
2. 主催者名 _____
3. 競技形式 _____
4. 競技開催日程 _____年 _____月 _____日 ~ _____月 _____日
5. 参加するアマチュアゴルファーの人数 _____人
6. 競技の賞金総額 _____円
7. 寄付先となるチャリティー
 - チャリティー(または団体)の名称 _____
 - 対象となる活動(記入例: 東日本大震災義捐金) _____
 - 代表者名 _____
 - 連絡先住所
〒 _____
 - 連絡先電話番号 _____

8. 同意事項についての署名

私は下記について同意いたします。

- アマチュアゴルファーにいかなる名目でも金銭を渡さない。
- この競技での賞品は規則 3-2 に規定する限度額(75,000 円)を超えていない。
- 賞金の寄付を受けるチャリティーは法律上認められているものである。
- アマチュアゴルファーはチャリティーに支払われた賞金から直接的、間接的に関らず、いかなる利益（税控除等）も受けない。
- この申請に関するすべての情報は事実である。

2016 年 月 日

会社(団体)名 _____

役職名 _____

御名前 _____ 印

注：この申請に対する承認は規則 3-1b に関する承認であり、アマチュアゴルファーは他のすべてのアマチュア資格規則を順守しなければなりません。

申請書送付先：

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階 (公財)日本ゴルフ協会 規則委員会

TEL：03-3566-0003

アマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金が広く認められたチャリティーに寄付されるゴルフイベントの主催者のためのガイドライン(裁定 3-1b/1)

規則 3-1b のチャリティーのための賞金の規則に基づいて JGA が主催者にアマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金をチャリティーに寄付することを認めるかどうかについては下記裁定のガイドラインに従って裁定をすることになります。

JGA はアマチュアリズムの尊重と、プロの職域の保護の観点から、この規則に基づいて認められるチャリティーとは大規模災害等など例外的な状況に対して広く行われるものに限定すべきであると考えています。なお、東日本大震災発生時には世界中から多くの支援、援助が届けられた事実に鑑み、承認されるチャリティーの活動は日本国内に限定されるものではありません。

裁定 3-1b/1

一般的に、アマチュアゴルファーはマッチ、競技またはエキシビションにおいて、賞金または同等のもののためにゴルフをプレーしてはならない。しかしながら、規則 3-1b に基づき、主催者がまず前もって統轄団体の承認を得ることを条件に、アマチュアゴルファーは賞金または同等のものが広く認められたチャリティーに寄付されるイベントに参加することができる。

主催者はそのイベントがプレーされる国の統轄団体から前もって承認を得なければならない。統括団体はそのイベントの提案された競技の条件(詳細な賞金の内訳と関連するチャリティーを含む)の提出を要求することができる。

特定のイベントが規則 3-1b に基づく承認のための資格があるかどうかについては統轄団体の該当する委員会の決定事項である。そしてその統轄団体がこの件に関してかなりの決定権を持つ。しかしながら、以下の要件に合致した場合にのみイベントを承認することができる。

1. 主催者はその競技の前に、アマチュアゴルファーの成績に基づく賞金を受け取る権利のある慈善団体を特定しなければならない。
2. 賞金を受け取る権利のある慈善団体は、その競技が開催される法域においての法律や税法に定められているように広く認められたチャリティーでなければならない。
3. すべての他の賞は規則 3 に適合していなければならない。
4. アマチュアゴルファーは、慈善団体に支払われた賞金から直接的であろうと間接的であろうと、いかなる利益(例：税優遇)も受けてはならない。

規則 3-1b に基づいて承認されたすべてのイベントは参照番号(例：R3-1b 承認/1/2016)を付与されるべきで、その番号をすべての広告媒体と参加申込書に掲載すべきである。

以上